

## ○愛知工業大学研究費不正使用防止推進委員会規程

(目的)

**第1条** 愛知工業大学（以下「本学」という。）の、研究費の不正使用防止を推進し、研究費を適正に執行するため、必要な事項を定める。

(組織)

**第2条** 本学の研究費の不正使用の防止に関する計画、ルール等を審議するため、研究費不正使用防止推進委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 工学部長
- (3) 経営学部長
- (4) 情報科学部長
- (5) 基礎教育センター長
- (6) 大学事務局長
- (7) 総務人事部長
- (8) 財務部長
- (9) その他学長が指名する者

(委員長)

**第3条** 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、副学長をもって充てる。

(研究費不正使用防止推進室)

**第4条** 委員会に研究費の不正使用の防止に関する計画の策定、実施等を行うため研究費不正使用防止推進室（以下、「推進室」という。）を置く。

- 2 推進室に室長を置き、室長は、副学長をもって充てる。
- 3 室長は、推進室の業務を総括する。
- 4 室員は、学長が推薦し、理事長が任命する。
- 5 室長は、室員の中から室長代理を指名することができる。

(業務事項)

**第5条** 推進室は、研究費の不正使用の防止に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 不正防止計画の策定に関すること。
- (2) 不正防止計画の実施に関すること。
  - イ 研究費の使用ルールに関すること。
  - ロ 研究費の使用に関するチェック機能に関すること。
  - ハ 予算の執行状況把握及び計画的執行の助言に関すること。
  - ニ 意識向上（研修等）に関すること。
- (3) 行動規範の遵守に関すること。
- (4) 情報伝達・公表に関すること。
- (5) 内部監査実施の連携協力・助言に関すること。

(6) その他、不正使用防止に関すること。

2 前項の業務を行うにあたっては、監査室と連携するとともに、必要に応じて、本学の教職員の意見を聴取するものとする。

(庶務)

**第6条** 推進室の庶務は、経理会計課が行う。

2 委員会の庶務は、推進室が行う。

(雑則)

**第7条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。